

令和4年度 第2回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和4年5月12日(木)午後2時00分から3時30分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
19番	鈴木政信君	20番	土屋直人君
21番	小林武治君	22番	大庭省一君
23番	勝亦康雄君	24番	勝又保明君
25番	渡辺義文君	26番	勝又光明君
27番	杉山光利君	28番	石田澄夫君
29番	滝口恵治君	30番	杉山泰芳君
31番	林良三君		

欠席委員 (0人)

#### 議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告  
報 第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について  
報 第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案  
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について  
議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案  
議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 石田 萌乃

## 会議の概要

- 事務局長 　　ただいまから令和4年度第2回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。
- 会長 　　--会長挨拶--
- 事務局長 　　ありがとうございました。  
　　本日の出席の報告ですが、農業委員11名全員が出席であり、過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により、小宮山会長を議長として進めていただきます。  
　　会長よろしく願いいたします。
- 会長 　　これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。
- 会長 　　日程3 議事録署名人の指名ですが、5番 岩瀬茂委員、6番 勝又政昭委員よろしく願います。
- 会長 　　日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 　　日程5 農地法に関する報告事項に入ります。  
　　報第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 　　議案書の1ページをお願いします。  
　　報第3号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年5月12日報告。今月の4条の届出は4件です。  
  
　　(番号1～4について内容の読み上げ)  
　　以上で事務局からの説明を終わります。
- 会長 　　ただいま、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。  
  
　　(質問、意見等 なし)
- 会長 　　報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
- 会長 　　続きまして、報第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。
- 事務局 　　議案書の2ページをお願いします。

報第4号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年5月12日報告。今月の5条の届出は3件です。

(番号1～3についての内容読み上げ)  
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 ただいま、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。  
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをお願いします。  
議案第5号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年5月12日提出。今月の3条許可申請件数は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 53 m<sup>2</sup>  
譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。  
整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 6,031 m<sup>2</sup>  
譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。  
整理番号2について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、担当委員より調査結果の報告を求めます。

13番委員 調査報告をいたします。調査日は令和4年5月8日です。申請人双方と現地にて、調査をいたしました。

申請関係ですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありませんでした。  
効率的利用については、取得する農地は自宅から20mほどで、歩いて2分ほどです。  
農業者は本人と子供の2名で、本人は20年の経験があります。農機具につきましては、トラクター、耕耘機、田植機、草刈機等を所有しています。現在所有する農地は田と畑

で、新たに取得する農地は、畑として利用するそうです。以上のことから、新たに取得する農地は効率的に管理されると思います。

耕作管理計画でございますが、新たに取得する農地は畑として活用されており、今後も畑として耕作する予定とのことです。

面積関係でございますが、現在の所有する農地は 3,738 m<sup>2</sup>、今回取得する面積を合わせると 3,791 m<sup>2</sup>となりますので、問題はありません。30 アールを満たしております。

転貸しはありません。

地域との調和関係でございますが、周辺地域との農業上の利用に支障のないように耕作を行うとのことです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

会長

続きまして、整理番号2について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

3番委員

調査日については、令和4年5月2日に行いました。調査場所につきましては、両者へ自宅訪問をさせていただきました。

共通の関係でございますが、同集落であり両者同意のもと本人が申請され、内容に間違いはありませんでした。

譲受人は経営規模拡大の為、譲渡人は規模縮小を考えていたという事でございます。

効率的な利用につきましては、農作業従事者は、本人、長男、長女の3名にて従事。農機具等については、田植機（8条）、トラクター（5台）、コンバイン（2台）、乾燥機、色彩選別機等を現在所有し、今後も水稲主体として耕作管理されると思われれます。なお、耕作地の距離につきましては、自宅より7～8分ほどです。

耕作管理計画について、新たに取得する農地は水田として今後も水稲を作付けする予定との事でございます。

下限面積につきましては、現在所有の農地面積は 34,207 m<sup>2</sup>で、今回取得する面積は 6,031 m<sup>2</sup>ですので、問題はございません。

転貸し等につきましては、ありません。

地域との調和でございますが、支障の無いように耕作を行うという事でございます。

よろしく願いいたします。以上でございます。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。  
事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の 4 ページをお願いします。  
議案第 6 号 次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 4 年 5 月 1 2 日提出。今月の 5 条許可申請は 1 件です。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,240 m<sup>2</sup>  
転用内容は、売買による多目的広場等の設置です。  
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため、第 3 種農地に区分されます。

以上で説明を終わります。

会長 整理番号 1 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 8 番委員 調査日は令和 4 年 4 月 2 8 日です。調査場所は、譲受人の事務所にて実施いたしました。

申請行為及び転用理由については、農地転用は譲受人が譲渡人の土地を購入し、災害避難所及び駐車場等に利用する目的で申請いたします。譲受人は、農地での購入ができないとの事で、転用許可後に雑種地として購入をいたします。

譲渡人は、この場所を離れており、耕作管理が困難であるとの事です。

資金については、区では、支払ができないので、譲受人が購入して、区で使用できるよう調整が済んでおります。

他の権利者の同意ですけれども、特にありません。

転用時期ですけれども、転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことです。

他法令については、車の乗入れ部分がありまして、その改良工事で道路工事承認申請が別にあります。道路からの乗入れは、道(宅地)部分ですので、特に問題ないと思います。

転用面積ですけれども、転用面積は 1,240 m<sup>2</sup>で事業目的から見て適正であると考えております。

周辺への影響ですけれども、多目的広場(土)と駐車場(砕石)の設置に伴い、排水施設を整備いたしますので、特には問題ないようです。

以上です。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7 番委員 農地転用等、わからないことがあり、この機会に聞きたいです。畑を購入することが出来ない人が、雑種地に転用して購入することは、全ての土地で出来るわけですか。

事務局 畑として購入できない方が、雑種地として購入、全ての土地でできるかという事ですけども、雑種地として農地を購入する場合は、今回の案件のように、転用の農地法の許可が必要になります。許可ができるかどうかについては、この土地については、第3種農地であり、一番転用し易い農地という事で許可ができる見込みがあり上げさせていただいていますが、土地改良や基盤整備が入った土地は第1種農地とかになるので、そういう土地ですと、転用が認められなくて、雑種地での購入は出来なくなる、そういう場所もあります。それぞれの農地の場所によってという事になります。

7番委員 現況の状況（農地区分）によって雑種地に変えられる認識でよろしいですか。

事務局 はい。

7番委員 ありがとうございます。

会長 ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。

会長 本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。  
議案第7号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案第7号の前に皆様に一点お伝えいたします。4月12日に実施した農業委員会総会 議案第3号の資料の内、農地利利用集積計画申出書一覧 整理番号5番の面積及び合計面積に誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。本日正しい資料をお手元に配布いたしましたので、差し替えをお願いいたします。今後はこの様な事がないよう、努めて参ります。

議案書の5ページをお願いします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年5月12日提出。

議案書6ページの議案第7号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が5月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が1件で、面積は1,655㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1（議案書の内容読み上げ）2筆 1,655㎡

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただいまご説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（質問、意見等 なし）

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

会長

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局長

会長ありがとうございました。事務局から連絡をさせていただきます。まず、お配りしました農業委員会の活動目標等に関する協議についての資料について説明をさせていただきます。

事務局

農業委員会の活動目標に関する協議についての資料をご用意願います。

初めに概要を説明させていただきます。表紙に①から③まで協議事項が記載されておりますが、③の御殿場市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、農業委員会等に関する法律により平成28年4月1日から、農業委員会は農地の利用の最適化に関する目標等の指針を定めるよう務めることとされたことに伴い、当時農業委員会におきましても、農業委員及び推進委員の改選期であります3年ごとに検証、見直しを行うものでございます。

①の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び②の令和4年度最適化活動の目標の設定等につきましては、農林水産省の通知により、毎年の具体的な活動について目標を定め、その目標に照らして点検・評価を行うものでございます。なお、本年度から農林水産省の通知により、様式に変更がありましたため、①と②とで項目に違いがございます。また①から③までにつきましては、いずれも決定後公表することとされており、当時農業委員会におきましても、公表するものでございます。①から③までにつきましては、本日の委員の皆様にご説明をさせていただき、5月20日金曜日までに、ご意見をいただき、来月の農業委員会総会で議決を得て公表を行うこととなります。



(内容の説明)

以上です。

説明の中で、現時点でご不明な点はございますでしょうか。ありましたら、お願いいたします。

この場で特にないようでしたら、また後日で結構ですので、気になる点がありましたら5月20日金曜日までに事務局までご連絡をお願いいたします。いただいた意見の内容を反映させたのち、来月の農業委員会総会でご審議をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

続きまして、令和4年度農地利用最適化施策に関する意見及び農業施策に関する要望事項の提出について を説明させていただきます。

資料につきましては、クリップ止めになっております資料をご用意下さい。それでは、説明させていただきます。

御殿場市農業委員会は例年農業委員会法に基づき、静岡県農業会議を通じて県知事等に対して要望活動を実施しております。つきましては、地域農業の状況などから意見や要望、改善事項のご記入をお願いいたします。要望事項等はお手元の別添資料、御殿場市農業委員会様式 別紙1・2の意見又は要望事項等を1件ごとにご記入いただき、次回6月13日月曜日の農業委員会の際にご提出をお願いいたします。今年度、特にない場合もその旨をお伝えください。提出をしていただいた内容をとりまとめまして、7月の農業委員会総会の議案として上程いたします。その後県の農業会議そして県知事へ要望するという流れになります。参考としまして、昨年度提出した資料(参考1)は御殿場市農業委員会から県の農業会議への要望事項を添付させていただいております。資料(参考2)は県の農業会議から県知事への要望事項になります。こちらも添付させていただいております。資料(参考3)は要望された内容について、県の措置状況をお配りさせていただいております。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

要望意見につきましては、昨年度と同じ内容でも結構ですので、ご記入して提出していただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

(連絡事項)

1. 農業会議情報及び冊子等について
2. 情報提供 千葉県における農業用ハウスを利用した海老の養殖(農地の一時転用)事例
3. 次回総会 6月13日(月)午後2時00分  
御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長

以上です。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。その他の内容につきましては、計画等、統計資料等 解釈が難しいところもあると思いますので、もし疑問に思われる点がございましたら、事務局に問い合わせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長

\_\_\_\_\_

議事録署名人

5 番

\_\_\_\_\_

議事録署名人

6 番

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_